

令和4年6月20日

門真市議会議長

大倉 基文 様

総務建設常任委員会

委員長 滝井 稔元

委員会審査報告書

本委員会に付託の下記諸議案については、審査の結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決したので、会議規則第110条の規定により報告します。

なお、審査の経過については、別紙付託議案審査概要記録のとおりです。

記

- 1 議案第29号 門真市附属機関に関する条例の一部改正について
- 2 議案第30号 門真市税条例等の一部改正について
- 3 議案第31号 門真市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- 4 議案第32号 令和4年度門真市一般会計補正予算（第3号）中、所管事項
- 5 議案第35号 令和4年度門真市一般会計補正予算（第4号）中、所管事項

審査日：令和4年6月8日（水）

○議案第29号 門真市附属機関に関する条例の一部改正について

（議案の内容）

地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、本市が実施する庁舎エリアの整備のために必要な事項についての調査審議に関する事務を担当する門真市庁舎エリア整備審議会を設置するとともに、附属機関の委員の報酬額を定める。

（主な質疑と答弁）

問	庁舎エリア整備に関するこれまでの取組状況は。
答	庁舎等の除却や本館の移転等を行い、3年度には若手職員からなるプロジェクトチームを充足させ、今後の庁舎エリアの在り方やコンセプト、ゾーニング等の方針について検討を行ってきた。そこでの検討結果を基に門真市庁舎エリア整備ビジョンとして取りまとめ、市ホームページに公表するとともに情報コーナーに配架した。
問	庁舎エリア整備の基本的な考えは。
答	同整備ビジョンにおいて、庁舎エリアのまちづくりの方向性として2点示しており、1点目が庁舎機能、公園・広場機能、防災機能が連携し一体的に機能を発揮できる拠点、2点目が人や活動を招き入れ、門真市駅や古川橋駅周辺といった周辺エリアと連携した新たなまちづくりを創造し、情報を発信、動きを波及させる拠点としている。
問	門真市庁舎エリア整備審議会への諮問内容は。
答	庁舎エリア整備に関する基本方針や機能、規模等についての諮問を予定する。
問	審議会設置後のスケジュールは。
答	審議会での審議内容や、アンケート調査等による市民及び事業者の意見を反映しながら、策定予定の基本構想において、大まかな事業スケジュールについて示す予定である。
問	事業手法と財源は。
答	他自治体では実施設計と建築工事を一括発注するデザインビルド方式等、様々な手法を活用し庁舎整備を検討している事例があり、財源は、主に地方債や基金の活用を予定すると聞く。本市においてもこれらの事例を参考にしつつ、国費の活用も含め今後検討を進めていく。

（討論） なし

（結果） 全員異議なく原案のとおり可決

○議案第30号 門真市税条例等の一部改正について

（議案の内容）

地方税法等の一部を改正する法律の公布に伴い、個人市民税における上場株式等の配当所得等に係る課税方式を所得税と一致させ、並びに固定資産税及び都市計画税における貯留機能保全区域の指定を受けた土地に係る課税標準の特例措置を創設するとともに、所要の改正を行う。

（主な質疑と答弁）

問	現行制度における上場株式等の配当所得等に係る課税方式は。
答	申告不要、総合課税、申告分離課税の三つの課税方式があり、納税義務者が所得税の確定申告及び個人住民税の申告を行う際に、それぞれ異なる課税方式を選択できる。
問	改正内容は。
答	6年度申告より、それぞれ異なる課税方式の選択を可能とする取扱いから、所得税と個人住民税の課税方式を一致させる取扱いへと変更するものである。
問	課税方式を一致させる理由は。
答	現行制度の課税方式に対し、2年度に総務省で開催された個人住民税検討会において、公平性の観点から課題があるとの指摘があったことに加え、金融所得課税については所得税と個人住民税が一体として設計されてきた経緯があるためである。

(その他の質疑項目)・貯留機能保全区域指定土地の課税標準の特例措置の概要について

(討論) なし

(結果) 全員異議なく原案のとおり可決

○議案第32号 令和4年度門真市一般会計補正予算(第3号)中、所管事項

(議案の内容)

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6億8246万3000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ674億2814万5000円とする。

また、債務負担行為の補正についても定める。

(主な質疑と答弁)

【歳出：公共施設等総合管理事業

公共施設等太陽光発電設備等導入調査業務委託料 1582万9000円】

問	公共施設等に発電設備を導入することについて、基本的な考えは。
答	本市地球温暖化対策実行計画において、公共施設の改修時等には太陽光発電をはじめとする再生可能エネルギーの導入を積極的に検討することを掲げており、温室効果ガス削減に寄与するものと考えている。
問	公共施設等太陽光発電設備等導入調査業務委託の概要は。
答	市が保有する公共施設約100施設を対象に、太陽光発電設備等の導入候補施設の抽出、導入候補施設における太陽光パネル等設置要件調査や、事業性評価等の委託を予定する。
問	委託業者の選定方法は。
答	年度内に太陽光発電設備等導入調査結果も踏まえた脱炭素化の推進方針を本市公共施設等総合管理計画に盛り込むこととしているため、本市公共施設の基礎データや関連計画の内容を熟知し、同調査にも十分な知見と実績がある受注業者の選定を予定する。

(討論) なし

(結果) 全員異議なく原案のとおり可決

このほか、議案第31号及び第35号中、所管事項は、いずれも理事者の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決した。

令和4年6月20日

門真市議会議長

大倉 基文 様

民生水道常任委員会

委員長 吉水 志晴

委員会審査報告書

本委員会に付託の下記諸議案については、審査の結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決したので、会議規則第110条の規定により報告します。

なお、審査の経過については、別紙付託議案審査概要記録のとおりです。

記

- 1 議案第26号 門真市国民健康保険財政調整基金条例の制定について
- 2 議案第27号 門真市工場立地法に基づく準則を定める条例の制定について
- 3 議案第28号 門真市事務分掌条例の一部改正について
- 4 議案第32号 令和4年度門真市一般会計補正予算（第3号）中、所管事項
- 5 議案第33号 令和4年度門真市介護保険事業特別会計予算
- 6 議案第35号 令和4年度門真市一般会計補正予算（第4号）中、所管事項

審査日：令和4年6月9日（木）

○議案第26号 門真市国民健康保険財政調整基金条例の制定について

（議案の内容）

国民健康保険事業の健全な財政運営に資するため、門真市国民健康保険財政調整基金を設置する。

（主な質疑と答弁）

問	門真市国民健康保険財政調整基金条例を制定する目的は。
答	国民健康保険特別会計は収支均衡が健全な財政運営と考えられるが、同保険は被用者保険と比較して年齢構成や医療費水準が高く、低所得者が多いという構造的な課題を抱えている。よって、今後の国保財政基盤の安定化に資することを目的に財政調整基金を設置する。
問	同基金の取扱いは。
答	大阪府国民健康保険運営方針に基づき、医療給付費の増加や保険料収納不足等の予期せぬ収支不均衡への活用や保健事業の実施等が認められている。
問	同基金を保険料の引下げに使うことは可能か。
答	同方針において、6年度の保険料率統一までの間、激変緩和措置としての活用が認められており、4年度保険料率の引下げに充当した。また、5年度の保険料率の設定は、6年度の保険料率統一時に急激な上昇とならないように適切に判断していく。 なお、6年度以降は、保険料率の引下げを目的とした繰出しは認められていない。
問	他自治体の設置状況は。
答	3年6月末時点で、府内32市町村で設置しており、北河内6市においても設置している。

（討論） なし

（結果） 全員異議なく原案のとおり可決

○議案第27号 門真市工場立地法に基づく準則を定める条例の制定について

（議案の内容）

工場立地法第4条の2第1項の規定に基づき、同法第4条第1項の規定により公表された準則に代えて適用すべき準則を定める。

（主な質疑と答弁）

問	門真市工場立地法に基づく準則を定める条例の制定に至るまでの経過は。
答	市内特定工場について、アンケート調査の実施や訪問等を通じてニーズ把握を行ったところ、工場立地法における環境施設面積率または緑地面積率の規制が支障となり、建て替えの断念や敷地に余裕がある市外への流出の懸念が生じているなどの意見等があり、4年4月に条例制定に向けた考え方について、パブリックコメントを実施した。
問	パブリックコメントの反応は。
答	賛成意見が5件、反対意見が1件の計6件の意見があった。

問	賛成意見の内容は。
答	緑地面積率等が緩和される本条例は、市内での操業、従業員の雇用を継続していくために有効である。また、市内緑化協力活動についても賛同するといった内容であった。
問	反対意見の内容は。
答	工場立地法は周辺の生活環境との調和を保つ基盤を整備し、公害を発生しにくくさせることなどを目的としたものであるが、環境施設面積率等を緩和することにより、緑地が減り、環境悪化を懸念するといった内容であった。
問	反対意見に対する市の考えは。
答	市内の特定工場の多くが既存不適格であり、本条例で定める基準に未達成の状況である。本条例制定後においては、環境施設面積率等の基準に達していない工場の建て替えなどの際には、本条例に定める基準により敷地内に緑地等を整備する必要があることから、市内の特定工場における環境施設面積及び緑地面積の合計は、現状より減少しないものと考えている。
問	条例第6条、「周辺地域における緑化の推進を図るため、市内緑化協力活動指針を策定する」の内容は。
答	条例制定により市内特定工場の緑地及び環境施設の割合を緩和すると同時に、緩和措置の適用を受けようとする届出者に対し、市内緑化協力活動として工場等周辺地域における公園等の保全活動の実施または、公園等緑化整備等に関する寄附の協力を依頼するものである。
問	ゆとりと潤いを与える環境施設の配置や風景の形成について、市の考えは。
答	国の準則に沿って、条例制定後も届出者に対し、生活環境の保持について適切に指導していく。その結果、ゆとりと潤いを与える配置や風景の形成にも寄与するものと考えている。
問	二酸化炭素排出量の削減等について、市の考えは。
答	環境施設面積率等を緩和することにより、老朽化した施設等の更新が促進され、将来的には削減されるものと考えている。

(討論) 賛成討論あり

(結果) 全員異議なく原案のとおり可決

○議案第28号 門真市事務分掌条例の一部改正について

(議案の内容)

くすのき広域連合が解散することに伴い、本市において介護保険を行う。

(主な質疑と答弁)

問	介護保険事務を計画的かつ円滑に移行を進めていくに当たっての最重点課題は。
答	新たな介護保険システムの構築が課題であると考えている。現行システムからのデータ移行や新システムの検証等に多大な時間を要することを想定している。
問	くすのき広域連合では、要介護認定申請から認定結果通知までに30日を超え、期間の短縮が課題と聞く。解散後、期間の短縮に向けた市の考えは。
答	事務の効率化を推進するため、本市が新たに導入する介護認定システムはプロポーザル方式による選定を行う予定とする。 加えて、申請件数の増加傾向を十分に考慮し、要介護認定までの期間短縮に向け、認定業務の委託化も視野に入れながら、認定調査の実施方法や認定審査会の運営方法等についても

検討し、適正な介護認定が実施できる体制の整備に努めていく。

問 市単独での介護保険事業運営に当たり、事業所との円滑な連携が重要であるが、市の考えは。

答 同広域連合解散の許可後、市内全事業所等に対し、同広域連合の解散について事務連絡を送付し、市ホームページや広報紙への掲載により、周知を行った。
今後は、市内の全事業所等に対し、解散後の各事業の実施方法や引継ぎなどについて、随時、情報提供や相談対応等を行っていく。

(討論) なし

(結果) 全員異議なく原案のとおり可決

○議案第32号 令和4年度門真市一般会計補正予算(第3号)中、所管事項

(議案の内容)

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6億8246万3000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ674億2814万5000円とする。

また、債務負担行為の補正についても定める。

(主な質疑と答弁)

【歳出：住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業(新型コロナ対策) 5億7445万3000円】

問 3年度に引き続き支給する住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の制度概要は。

答 国の原油価格・物価高騰等総合緊急対策により、4年度に新たに住民税非課税となる世帯及び家計急変世帯に対し、1世帯当たり10万円の現金給付を行う。

(その他の質疑項目)・生活困窮者自立支援金の周知方法について など

(討論) なし

(結果) 全員異議なく原案のとおり可決

○議案第33号 令和4年度門真市介護保険事業特別会計予算

(議案の内容)

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ627万6000円と定める。

また、債務負担行為についても定める。

(主な質疑と答弁)

【歳出：門真市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定事業 577万6000円
予備費 50万円】

問 市単独での介護保険事業運営に当たり、高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の策定に向けて実施するアンケート調査の内容は。

答 高齢者保健福祉計画では、高齢者福祉に関する施策について、介護保険事業計画では、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関することについて、要介護者等の現状や課題の調査・分析及びニーズを把握するため、無作為に抽出する65歳以上の市民を対象に実施する。

問 市単独での介護保険事業計画の策定について、市の考えは。

答 アンケート調査の実施のほか、外部識見者や複数の市民委員等で構成する審議会を開催し、当該審議会での意見及びパブリックコメント結果等も踏まえ計画を策定する。

問 6年度の介護保険料について、現行の介護保険料よりも引き下げるための方策は。

〔答〕 近年の高齢化に伴う、介護給付費の増加により、基準額の高額化は避けえないものと考えていることから、高額化の抑制につながるよう、本市独自の社会資源を生かしながら、より地域に根差した介護予防の取組を進めていく。

〔問〕 介護保険料の独自減免制度について市の考えは。

〔答〕 くすのき広域連合の独自減免制度を参考とし、財源等を含め検討していく。

〔問〕 介護サービス利用料の独自減免制度の創設について市の考えは。

〔答〕 同利用料の減免制度は、国の責任によって財源を措置すべきものと考えており、介護保険制度において、所得に応じた高額介護サービス費の支給等が定められていることから、市独自の減免制度の創設は困難と考える。

(討論) なし

(結果) 全員異議なく原案のとおり可決

○議案第35号 令和4年度門真市一般会計補正予算(第4号)中、所管事項

(議案の内容)

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億7316万3000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ680億130万8000円とする。

(主な質疑と答弁)

【歳出：プレミアム付商品券発行事業(新型コロナ対策)

プレミアム付商品券発行業務委託料 4億3254万3000円】

〔問〕 プレミアム付商品券発行事業における事務費用は。

〔答〕 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し実施する予定であり、プレミアム付商品券発行業務委託料4億3254万3000円のうち、引換券及び商品券の作成や発送対応、専用ホームページ、周知ポスター及びステッカーなどのPRツールの作成、コールセンター設置等の経費として1億1504万3000円を計上している。

〔問〕 同事業の目的は。

〔答〕 コロナ禍による原油価格や物価高騰への対応として、4年7月1日を基準日とした市内全世帯及び4年4月2日から9月30日までの間に出生した新生児を対象にプレミアム付商品券を発行し、市民の生活支援を行うとともに、地域経済の活性化を図ることを目的とする。

〔問〕 購入金額は。

〔答〕 額面6500円の商品券を1冊5000円で販売する。なお、購入時にマイナンバーカードを提示した場合は、プレミアム率を上乗せし1冊4000円での販売を予定する。

〔問〕 購入方法は。

〔答〕 1世帯当たり2冊まで購入できる引換券を対象全世帯に送付するとともに、新生児については、1人につき2冊まで購入できる引換券を交付し、市内スーパーや大型店舗に設置予定の販売所にて購入となる。

(その他の質疑項目)・新型コロナワクチン4回目接種について など

(討論) なし

(結果) 全員異議なく原案のとおり可決

令和4年6月20日

門真市議会議長

大倉 基文 様

文教こども常任委員会

委員長 寺西 敬子

委員会審査報告書

本委員会に付託の下記諸議案については、審査の結果、いずれも原案のとおり可決及び承認すべきものと決したので、会議規則第110条の規定により報告します。

なお、審査の経過については、別紙付託議案審査概要記録のとおりです。

記

- 1 承認第9号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度門真市一般会計補正予算（第2号）について）
- 2 議案第32号 令和4年度門真市一般会計補正予算（第3号）中、所管事項
- 3 議案第35号 令和4年度門真市一般会計補正予算（第4号）中、所管事項

審査日：令和4年6月10日（金）

○議案第35号 令和4年度門真市一般会計補正予算（第4号）中、所管事項

（議案の内容）

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億7316万3000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ680億130万8000円とする。

（主な質疑と答弁）

【歳出：給食運営事業（新型コロナ対策） 1288万3000円】

問 給食運営事業費を増額するに至った理由は。

答 今般の物価の高騰により、学校給食で使用する多くの食材価格も上昇を続けているが、直ちに給食の質や量を低下させることはできないと考えている。

また、物価の高騰による各家庭の経済状況を踏まえると、すぐさま応分の負担を求めることは望ましくないと考えている。

これらのことから、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、食材費の増額相当分に当該交付金を充てることとした。

問 物価高騰による食材費の想定増額幅は。

答 今後の物価動向も加味し算出する必要があることから正確な予測は難しいが、総務省統計局が公表している消費者物価指数等を踏まえて算出した結果、小学校低学年で1食当たり約12円、小学校中・高学年で約13円、中学校で約14円と想定している。

（討論） なし

（結果） 全員異議なく原案のとおり可決

このほか、承認第9号及び議案第32号中、所管事項は、いずれも理事者の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決及び承認すべきものと決した。